

第2回 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度 アクションプラン連絡調整会議 (南海トラフ地震対応検討チーム)

次 第

日時：令和7年7月28日（月） 10:00 ～

会場：オンライン

- 1 開 会（司会：徳島県）
- 2 挨拶
- 3 徳島県からの説明
 - ・これまでの検討項目
- 4 意見交換
 - （1）職員派遣のトリガー等について
 - （2）徳島県庁への進出手段について
 - （3）市町村の割り当ての考え方について
 - （4）その他
- 5 閉 会

第2回 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度
アクションプラン連絡調整会議（南海トラフ地震対応検討チーム）
出席者 一覧

団体名	所属	役職	氏名	備考
鳥取県	危機管理部	次長	北村 勇治	兼危機管理政策課長
	危機管理部 危機対策・情報課	危機管理専門官	柳田 孝臣	
	危機管理部 危機管理政策課	課長補佐	森田 泰司	
	危機管理部 危機管理政策課	主事	川人 慎也	
新潟市	危機管理防災局	参事	永田 周三	
	危機管理防災局 危機対策課	課長	瀧澤 典彦	
	危機管理防災局 危機対策課	課長補佐	佐藤 貴則	
	危機管理防災局 危機対策課	主幹	縄井 勝文	
	危機管理防災局 危機対策課	主査	笹川 大範	
徳島県	危機管理部	次長	大井 文恵	兼危機管理政策課長
	危機管理部 防災対策推進課	課長	明星 康信	
	危機管理部 防災対策推進課 被災者支援推進室	室長	唐渡 茂樹	
	危機管理部 危機管理政策課	係長	坂東 知明	
	危機管理部 危機管理政策課	主任	久次米 剛	
	危機管理部 危機管理政策課	主任主事	中野 克紀	
	危機管理部 危機管理政策課	主任主事	田上 陽基	
	危機管理部 防災対策推進課	主事	生田 敬士	
総務省	自治行政局公務員部 公務員課応援派遣室	事務官	池田 直斗	オブザーバー参加

連絡調整会議における検討項目

項目	検討の方向性	細項目	今後の進め方
徳島県への進出方法	複数の経路を検討	陸路	・ 複数の推奨ルートを図で作成
		空路	・ 関係機関による職員輸送を事前に調整 ・ 民間機利用の検討
		海路	・ 関係機関による職員輸送を事前に調整 ・ 必要に応じて、民間船舶会社を利用
徳島県庁での受入れ	具体的な集合場所と準備すべき設備を検討	執務場所	・ 県庁内での活動場所決定後、レイアウトを提供
		支援に必要な環境	・ 県庁に整備する設備を情報共有
支援先市町村の事前割当	沿岸部又は県内全域で検討	割当て	・ 割当に当たり、検討すべき要素を調整 ・ 事務局で割当（案）を作成
人材の確保	GADMの育成と同等の活動が可能な者を整理	GADM、その他	・ 3 県市ともに職員の育成に取り組む
応援班の在り方	1 チームあたりの派遣期間や規模感を整理	災害マネジメント	・ 派遣期間：1 週間程度（前後の移動日含め） ・ 派遣規模：2 ～ 4 名程度／1 チーム
		避難所運営支援	・ 派遣期間：1 週間程度（前後の移動日含め） ・ 派遣規模：被害規模確認後に調整
		住家の被害認定調査と罹災証明書発行の支援	・ 派遣期間：1 週間程度（前後の移動日含め） ・ 派遣規模：被害規模確認後に調整

連絡調整会議における検討項目

項目	検討の方向性	細項目	今後の進め方
応援班の在り方	業務内容を検討	災害マネジメント	・災害マネジメントが支援する業務の範囲を精査
		避難所運営支援	・避難所外避難者の対応の可否を検討
		住家の被害認定調査と罹災証明書発行の支援	・罹災証明書発行のリモート対応（鳥取県庁から窓口対応等）を検討
支援職員の宿泊先	庁舎付近の宿泊先をリスト化	県	・県庁周辺の宿泊先のリストを提供
現地視察	実施の方向で調整	-	・8月21、22日で視察予定
応援・受援要領の作成	3県市で共通の要領を作成し、検証と見直しを継続	内容と進め方	・連絡調整会議での協議内容を反映
		訓練による検証	・途中段階の要領でも検証し、実効性を高める

意見交換

(1) 職員派遣のトリガーについて

○先遣隊の派遣について

○発災時の情報共有について

○徳島県の代替庁舎について

(2) 徳島県庁への進出手段について

○陸路、空路について

(3) 支援先市町村の割当ての考え方について

○考慮する事項について

(4) その他

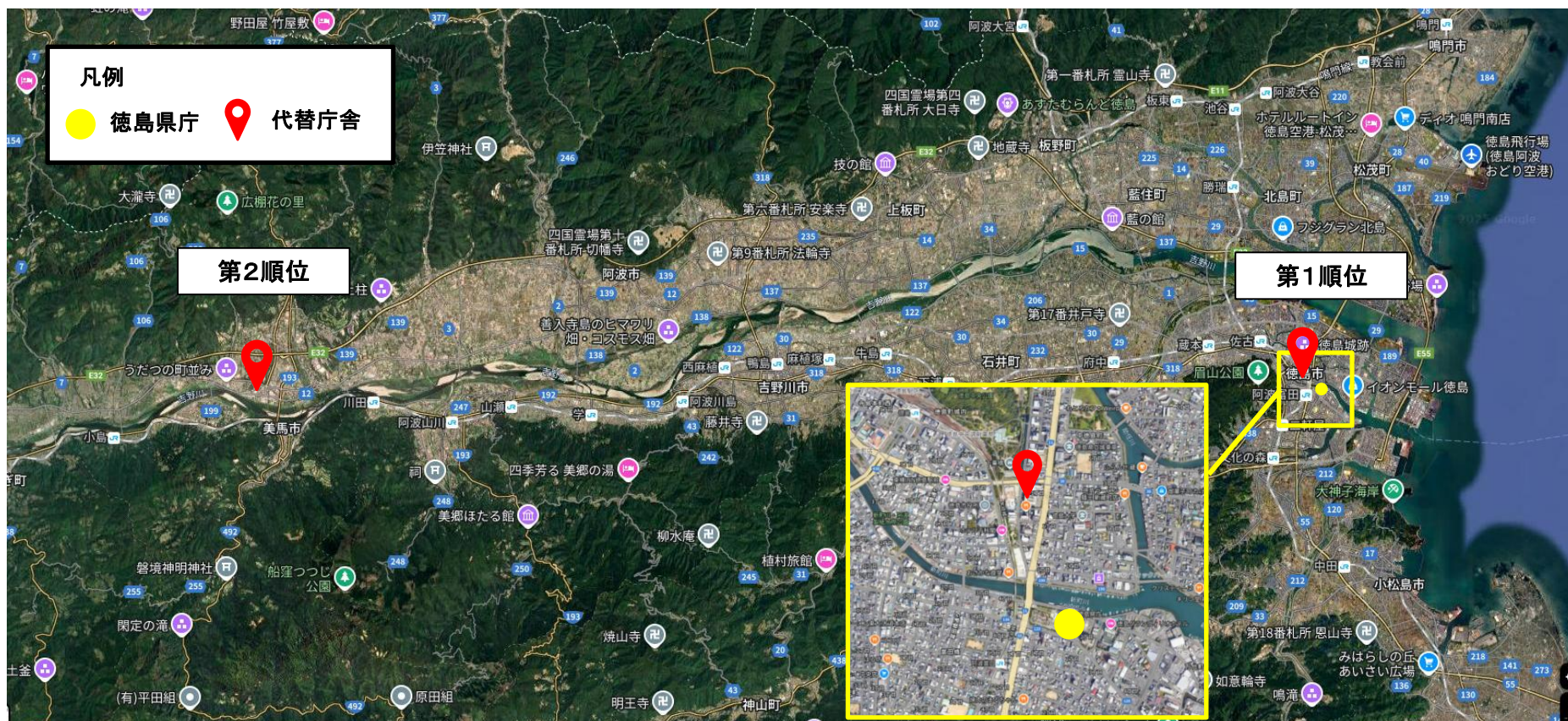
本庁舎の庁舎機能が維持された場合でも、庁舎周辺の浸水など、予見できない事態で、本庁舎に災害対策本部を設置できないことが想定される。

その場合は、次の順位で災害対策本部を代替庁舎に設置する。

第1順位：徳島中央警察署（徳島県徳島市徳島町1丁目5-2）

第2順位：徳島県西部総合県民局 美馬庁舎（徳島県美馬市脇町猪尻建神社下南73）

※県庁BCPより



徳島県庁の代替庁舎について

第1順位：徳島中央警察署
(徳島県徳島市徳島町1丁目5-2)



第2順位：徳島県西部総合県民局 美馬庁舎
(徳島県美馬市脇町猪尻建神社下南7-3)



災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

（運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

（運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

（損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、府県、関西広域連合及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月5日から適用する。
- 2 (※継続事業者分に関し記載) この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり

災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、平成 25 年 3 月 5 日をもって府県、関西広域連合及び事業者の間において締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」（以下「本協定」という。）第 9 条の規定に基づき、運航費用等に関して次のとおり細目協定を締結する。

（ヘリコプターの運航要請の方法）

第 1 条 本協定第 2 条第 1 項の規定による要請は、運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

（ヘリコプターの運航実績の報告）

第 2 条 事業者は、本協定第 2 条第 1 項の規定により要請を受けた場合において、本協定に基づく業務を実施したときは、運航を要請した府県（以下「要請府県」という。）に運航実績報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（ヘリコプターの運航費用）

第 3 条 要請府県は、前条に規定する運航実績報告書の内容を適当と認めたときは、ヘリコプターの運航費用を、事業者からの適正な請求書を受領した日から 30 日以内に事業者に支払うものとする。

2 前項の費用については、事業者が航空法第 105 条による国土交通大臣に届け出た提供機種の業務区分（空輸または作業）ごとの時間当たり単価に運航時間に乗じて得た金額（1 時間に満たない運航時間（分）は、時間当たり単価を 60 で除した額（1 分当たり単価）に、当該 1 時間に満たない運航時間（分）に乗じて得た金額）の合計額に当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下「運航費用」という。）とする。

- 1) 空輸 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、現に駐機している空港又はヘリポートと、要請府県が指定するヘリポート間を移動する際の時間
- 2) 作業 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、要請府県の指示により指定するヘリポート間を移動する際の時間

3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により、諸手続費用又は運航費用の 105 分の 5 に相当する額である。

（機種等の通知）

第 4 条 事業者は、保有するヘリコプターの機数、搭載可能人数及び搭載可能重量等について、毎年 3 月末日までに、保有するヘリコプターの概要通知書（様式第 3 号）により関西広域連合に通知するものとする。

2 関西広域連合は、前項の通知を受けた場合は、当該通知書の写しを府県に送付するものとする。

（疑義の解決）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、府県、関西広域連合及び事業者が協議してその都度定める。

この協定の締結を証するため本書 11 通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 5 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり

年 月 日

運 航 要 請 書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分		
業 務 内 容	①概要 ②搭乗予定者数 人【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無(寸法／重量) 有り (寸法 ／重量) 無し ④使用資器材		
集 結 地 等	名称: 住所: 緯度経度: 【ヘリポート概要図添付】	到着希望 時 刻	年 月 日 時 分
運 航 ル ー ト	【運航ルート図添付】		
気 象 状 況	天候: 風向: 風速: m/sec 気温: °C 視界: m 気象予報等(警報・注意報)		
連 絡 窓 口	府県窓口	TEL: /FAX:	
	防災航空事務所	TEL: /FAX:	
備 考			

運 航 実 績 報 告 書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき業務を実施したので、下記のとおり報告します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 〔所要時間: 時間 分〕		
業 務 内 容	①概要 ②搭乗者数 人【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無(寸法／重量) 有り (寸法 / 重量) 無し ④使用資器材		
集 結 地 等		到着時刻	年 月 日 時 分
運 航 コース			
連 絡 窓 口	TEL: / FAX:		
備 考			

年 月 日

保有するヘリコプターの概要通知書

関西広域連合 宛

会社名

代表者名

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運行に関する細目協定」に基づき、下記のとおり通知します。

組 織	本社所在地										
	支社・事業所等										
	免 許										
	協 定 の 窓 口	担当部署名									
		担当者職名・氏名									
		電話番号／FAX 番号									
		メールアドレス									
使用(保有)機種名		機数	主な本拠地						定員・搭載 可能重量	寸法	運賃・料金
合 計											

(別紙)

No.	所在地	事業者名	代表者職・氏名
1	大阪府八尾市空港 2 丁目 12	朝日航洋株式会社	西日本航空支社長 永瀬 貴紀
2	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜 2 番地	中日本航空株式会社	代表取締役社長 柴田 拓
3	香川県高松市兵庫町 8 番地 1	四国航空株式会社	代表取締役社長 片岡 佳英
4	東京都江東区新木場四丁目 7 番 15 号	アカギヘリコプター株式会社	代表取締役社長 坂本 純一
5	東京都江東区新木場四丁目 7 番 51 号	東邦航空株式会社	代表取締役社長 宇田川 雅之
6	兵庫県神戸市中央区神戸空港 8	学校法人ヒラタ学園	理事長 平田 勇

※順不同

1	運航要請	○徳島県から運航事業者へ要請 ・ヘリコプター概要通知書記載の情報から連絡 ・関西広域連合へも情報共有			
2	事業者調整	○徳島県は対応可能な運航事業者を調整			
3	事業者決定	○徳島県は対応事業者を決定			
4	結果共有	○徳島県から鳥取県・新潟市、関西広域連合へ情報共有			
5	搭乗調整	○鳥取県・新潟市が運航事業者と調整 ・運航要請書（様式第1号）記載内容を調整 ・搭乗者の重量を確認			
6	結果共有	○鳥取県・新潟市から調整結果を徳島県へ共有 ・使用する機体に応じて使用ヘリポートを伝達			
7	報告	○徳島県から関西広域連合へ要請内容を報告 ・運航要請書（様式第1号）を提出 （発災当初は口頭ベースで報告）			

鳥取県・新潟市の「支援先市町村」の割当てに係る考え方

【鳥取県・新潟市の割当てを決定する上で考慮する事項（案）】

①鳥取県（19市町村含む）・新潟市の職員数

- ・鳥取県（市町村含む）は約7千人、新潟市は約3.7千人。
- ・職員数の比率は、鳥取県「約65.4%」、新潟市「約34.6%」。

②各市町村の被害規模

- ・各市町村の「避難者数」及び「全壊棟数」が全体に占める割合を考慮。
- ・沿岸10市町で県全体の被害の「約87.2%」を占める。
（避難者数は「約83.9%」、全壊棟数は「約90.6%」を占める）
- ・その内、徳島市が全体の「約41.8%」を占める。
（沿岸10市町で計算すると「約48.0%」を占める）
- ・「支援先市町村の被害規模」をなるべく職員数の比率に近づける。

③支援先市町村までの距離

- ・陸路の場合、新潟市の所要時間は鳥取県の約2倍。
- ・新潟市は本州とのアクセス性を考慮。

④その他

- ・新潟市は単独自治体であること。



上記を踏まえ、鳥取県・新潟市の支援先市町村の割当て（案）を作成する

支援先市町村の割当に向けた基本データ

【重点受援県】

番号	圏域	市町村	人口	職員数	管内面積	県被害想定（H25）				
			(R7.4.1)	(R6.4.1)		全壊・焼失数	避難者数（最大）	全体比率	沿岸10市町比率	死者数
1	東部	徳島市	243,648人	1,323人	191.52km ²	48,300棟	152,800人	41.82%	48.01%	10,400人
2	東部	鳴門市	51,179人	337人	135.66km ²	11,900棟	32,100人	9.54%	10.92%	2,700人
3	東部	小松島市	33,336人	275人	45.37km ²	12,400棟	29,500人	9.39%	10.73%	5,000人
4	南部	阿南市	64,995人	542人	279.25km ²	16,000棟	44,900人	13.06%	14.96%	4,600人
5	東部	吉野川市	35,738人	322人	144.14km ²	2,200棟	12,300人	2.64%	-	140人
6	東部	阿波市	31,892人	293人	191.11km ²	1,600棟	9,500人	2.00%	-	100人
7	西部	美馬市	25,588人	260人	367.14km ²	1,200棟	6,900人	1.47%	-	80人
8	西部	三好市	20,715人	314人	721.42km ²	510棟	3,000人	0.63%	-	30人
9	東部	勝浦町	4,274人	53人	69.83km ²	420棟	1,900人	0.44%	-	30人
10	東部	上勝町	1,197人	41人	109.63km ²	200棟	470人	0.15%	-	10人
11	東部	佐那河内村	1,868人	47人	42.28km ²	40棟	360人	0.07%	-	-
12	東部	石井町	23,635人	159人	28.85km ²	2,100棟	9,300人	2.18%	-	130人
13	東部	神山町	4,109人	80人	173.3km ²	210棟	750人	0.19%	-	10人
14	南部	那賀町	6,333人	176人	694.98km ²	890棟	2,500人	0.73%	-	60人
15	南部	牟岐町	3,160人	63人	56.62km ²	2,300棟	3,100人	1.42%	1.60%	1,000人
16	南部	美波町	5,404人	101人	140.74km ²	3,300棟	4,900人	2.09%	2.37%	2,400人
17	南部	海陽町	7,438人	78人	327.67km ²	3,700棟	6,200人	2.44%	2.77%	2,600人
18	東部	松茂町	13,885人	83人	14.34km ²	2,600棟	8,000人	2.22%	2.55%	1,400人
19	東部	北島町	23,128人	110人	8.74km ²	2,900棟	11,300人	2.80%	3.23%	370人
20	東部	藍住町	35,069人	120人	16.27km ²	2,100棟	11,400人	2.47%	2.87%	140人
21	東部	板野町	12,420人	99人	36.22km ²	860棟	4,600人	1.00%	-	50人
22	東部	上板町	10,624人	87人	34.58km ²	460棟	3,200人	0.64%	-	30人
23	西部	つるぎ町	6,496人	137人	194.84km ²	160棟	1,300人	0.25%	-	10人
24	西部	東みよし町	12,640人	138人	122.48km ²	200棟	2,500人	0.43%	-	10人
全計			678,771人	5,238人	4146.98km ²	116,400棟	362,600人	100.00%	-	31,300人
沿岸10市町計			481,242人	3,032人	1216.18km ²	105,500棟	304,200人	87.26%	100.00%	30,610人

【即時応援県市】

団体名	職員数	団体名	職員数	団体名	職員数
鳥取県	2,944人	智頭町	111人	大山町	163人
鳥取県	1,119人	八頭町	171人	南部町	103人
鳥取県	798人	三朝町	67人	伯耆町	100人
鳥取県	322人	湯梨浜町	151人	日南町	79人
鳥取県	213人	琴浦町	158人	日野町	52人
鳥取県	123人	北栄町	135人	江府町	73人
鳥取県	64人	日吉津村	45人	計	6,991人

団体名	職員数
新潟市	3,713人